

# 全国社会保険労務士会連合会がおすすめる 使用者賠償責任保険制度のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

保険期間 **2019年3月31日 午後4時～2020年3月31日 午後4時**

お申込期日 **2019年3月15日(金)** **中途加入も可能** (毎月10日までの申込で当月月末から補償開始) (翌年2月始期分まで)

全国社会保険労務士会連合会がおすすめる  
「使用者賠償責任保険制度」は、  
万が一の労働トラブルへの備えとなります。

特長 **1** 従業員の業務災害・通勤災害に伴い企業が負う法律上の賠償責任を  
**最大2億円**まで補償!

特長 **2** パワハラ・セクハラ等の侵害行為に伴い企業等が負う法律上の賠償責任を  
**最大1,000万円**まで補償!

身体障害(業務災害・通勤災害)の場合

↑ 損害賠償責任額 ↓	使用者賠償責任保険(2億円限度)
	法定外補償等
	政府労災保険等

セクハラ・パワハラ等の侵害行為の場合

↑ 損害賠償責任額 ↓	雇用関連賠償責任保険(1,000万円限度)
-------------------	-----------------------



※本保険制度で補償されるのは、図の赤色の部分です。

ご加入者  
特典

「ストレスチェックサービス」を展開!

本制度「使用者賠償責任保険制度」にて、  
「ストレスチェックサービス」を無料で利用することができます。

## 全国社会保険労務士会連合会

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC) (提携募集代理店)  
有限会社エス・アール・サービス(事務幹事代理店) 東京海上日動火災保険株式会社(引受保険会社)

この保険制度は全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とし全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等の関与先である法人または個人事業主を被保険者(雇用関連賠償責任保険の場合は記名被保険者)とする被保険者明細付契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。全国社会保険労務士会連合会の「使用者賠償責任保険制度」は、(事務幹事代理店)有限会社エス・アール・サービスと(提携募集代理店)東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社との提携方式による保険募集となります。

## もし事故が起きたときは

### (もし事故が起きたときは)

(使用者賠償責任保険)

被用者が業務上の事由または通勤により身体障害(災害)を被ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、災害の状況、被災した被用者の住所・氏名、身体障害の程度、損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

(雇用関連賠償責任保険)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

### (示談交渉サービスは行いません)

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

### (保険金請求の際のご注意)

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他

の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項)

このため引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

### (保険会社破綻時の取扱い)

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本人、外国法人(※))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(\*)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

### (代理店の業務)

代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは「労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)」「雇用関連賠償責任担保特約条項付帯施設賠償責任保険(雇用関連賠償責任保険)」の概要をご紹介したものです。詳細につきましては、保険会社よりご契約者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、契約者までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または保険会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



**0570-022808** <通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

### 個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である全国社会保険労務士会連合会は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥契約の安定的な運用のために、加入者の保険請求状況等を全国社会保険労務士会連合会に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)をご参照ください。

### ■ご注意ください

※社会保険労務士は本保険の紹介者です。保険業法により、本保険のご説明はできません。ご説明をご希望される場合は、必ず代理店または引受保険会社まで直接お問い合わせください。

### (お問い合わせ先)

提携募集代理店 (申込手続きご照会・事故のご連絡・ お問合わせ先)	東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 (https://www.web-tac.co.jp) 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F <b>0120-015-466</b> (受付:平日9:00～17:00) IP電話からは <b>03-3243-7025</b> をご利用ください。 <b>FAX 03-3243-7038</b>
事務幹事代理店	有限会社 エス・アール・サービス (http://www.sr-service.jp) 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F <b>TEL 03-6225-4873</b> (受付:平日9:30～17:30)
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社(担当窓口) 広域法人部法人第二課 <b>TEL 03-3515-4153</b> (受付:平日9:00～17:00)

## 支払限度額・免責金額

保険の種類	支払限度額	免責金額
使用者賠償責任保険	1名・1災害／2億円	なし
雇用関連賠償責任保険	1名・1請求・保険期間中／1,000万円	なし

※建設業・林業等の有期事業、金融業・保険業を営まれる企業・事業主はご加入いただけません。

## 掛金

掛金は、業種・賃金総額・平均被用者数等によって異なります。新規申込、中途契約の場合いずれも提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング」のWEBサイトにアクセスいただき、お見積り請求フォームにて見積書をご請求ください。おって提携募集代理店から見積書を送付させていただきます(掛金には保険料の他に全国社会保険労務士会連合会が徴収する制度運営費3,000円が含まれます。)

●掛金例(年間分) (前提条件) ■平均被用者数:10名 ■1社あたり賃金総額:3,500万円

業種(例)	業種コード	掛金(円)	業種(例)	業種コード	掛金(円)
食料品製造業	41	145,650	理容、美容または浴場の事業	9421	62,880
印刷または製造業	46	172,590	医療業	9431	
電気機械器具製造業	57	86,120	社会福祉または介護事業	9432	
交通運輸事業	71	154,970	情報サービス	9436	
電気、ガス、水道または熱供給の事業	81	91,830	卸売業・小売業・飲食店または宿泊業	98	

※詳細は、「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社」webサイトでご確認いただけます。

## こんなときに保険金をお支払いします

使用者賠償責任保険*1	雇用関連賠償責任保険*2
困難かつ長時間の業務によるストレスが原因で精神疾患となり労災認定を受けた従業員から、業務実態を看過したとして損害賠償請求され、法律上の賠償責任を負った。	繰り返し人前で厳しい指導を受けた従業員から、業務上の叱責の域を超えたパワハラ行為であるとして損害賠償請求され、法律上の賠償責任を負った。

\*1 被保険者が個人の場合には、「被保険者と住居および生計をともにする親族の身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用」については保険金をお支払いできません。

\*2 被保険者が個人の場合には「被保険者と同居する親族」に対する賠償責任についての、免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行います。

## ご加入方法

提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング」の WEB サイトにアクセスいただき、詳細ご確認の上、同 WEB サイト上の見積り請求フォームをご送信ください。

WEBサイトアドレス <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/> TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

※ご更新の方には別途ご案内をさせていただきます。

## 個人事業主の方が保険加入後に法人化される場合

現在、個人事業主としてご加入の方が、法人化される場合は速やかに取扱代理店(TAC)までご連絡ください。

**個人事業主でのご加入のままでは、法人化後の法人としての事故は補償の対象とはなりません。**

## 保険の概要(使用者賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険)

### I 被用者(対象となる従業員)の範囲

被用者の範囲(使用者賠償責任保険)  
事業場において被保険者に使用され賃金を支払われる者で、アルバイト、臨時雇い、パートタイマーなどを含みます。また、派遣労働者も含みます。  
労働者の範囲(雇用関連賠償責任保険)  
使用者(事業場において記名被保険者に使用され、賃金を支払われる者をいいます。)および事業場において記名被保険者のために労働に従事する者(使用人を除きます。)をいいます。

### II 被保険者(補償を受けることができる方)の範囲

(使用者賠償責任保険)  
全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士または社会保険労務士法人の関与先である法人または個人事業主  
(雇用関連賠償責任保険)  
・全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業社会保険労務士または社会保険労務士法人の関与先である法人または個人事業主(記名被保険者)  
・記名被保険者の業務に関する場合に限り、以下の者が被保険者に含まれます。

→記名被保険者が法人である場合:記名被保険者の理事、取締役その他法人の業務を執行する機関

→記名被保険者が法人以外の社団である場合:記名被保険者の構成員

### III 保険金をお支払いする場合

(使用者賠償責任保険)  
被保険者の従業員(被用者)が業務上の事由または通勤途上で、保険期間中に被った身体の障害について、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が被災した従業員またはその遺族に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。(政府労災保険等に加加入していることがご加入の前提となります。)

(雇用関連賠償責任保険)  
日本国内において行われた侵害行為(\*1)により発生した事故(\*2)に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いするのは、被保険者に対する労働者(過去に労働者であった方および労働者となるための申し込みを行った方ならびにこれらの方の法定相続人を含みます。)からの損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

(\*1)侵害行為とは、以下の事由をいいます。

- 労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または不利益な取扱いを行うこと。
- 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。
- 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を利用して、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることまたは職場環境を悪化させること。
- 職場において行われる労働者に対する次の事由に関する言動により、その労働者の就業環境を害すること。
  - ・労働者の妊婦または出産
  - ・育児休業、介護休業等の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用

(\*2)雇用関連賠償責任保険における事故とは、他人の精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または他人の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害、使用人の雇用契約上の権利の侵害をいいます。

### IV お支払いする保険金

(使用者賠償責任保険)

●お支払いする保険金

- (1)法律上の損害賠償金:被用者が労災事故により被った身体の障害について、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被用者またはその遺族に対して支払責任を負う損害賠償金  
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
- (2)争訟費用:損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)
- (3)求償権保全等費用:事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続のために保険会社の同意を得て支出した費用
- (4)協力費用:保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

●保険金のお支払方法

- (1)法律上の損害賠償金:正味損害賠償金額(\*3)をお支払いします。ただし、ご加入された使用者賠償責任保険の支払限度額が限度となります。
- (\*3)正味損害賠償金額とは、法律上の損害賠償金額から次のア～ウの金額の合算額を差し引いた金額をいいます。
  - ア.政府労災保険等により給付されるべき金額
  - イ.次のいずれかの金額
    - a.法定外補償規定に基づき被保険者が給付すべき金額
    - b.法定外補償規定がない場合は、法定外補償保険により支払われる金額
  - ウ.自動車損害賠償責任保険、自動車損害賠償責任共済または自動車損害賠償保障事業から支払われるべき金額
- (2)～(4)の費用:原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、争訟費用については、「正味損害賠償金額>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷正味損害賠償金額」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

(雇用関連賠償責任保険)

●お支払いする保険金

- (1)法律上の損害賠償金:法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金  
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
- (2)争訟費用:損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)
- (3)損害防止軽減費用:事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
- (4)緊急措置費用:事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- (5)協力費用:引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

●保険金のお支払方法

- (1)～(5)の合算額に対して保険金をお支払いします。ただし、雇用関連賠償責任保険の支払限度額が限度となります。また、この保険契約で支払った保険金の額が保険期間中の総支払限度額に達した後は、いかなる損害に対しても保険金をお支払いしません。

### V 保険金をお支払しない主な場合

(使用者賠償責任保険)

- ①ご契約者、被保険者、事業場の責任者の故意による身体の障害
- ②戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動による身体の障害
- ③核燃料物質等の有害な特性による作用またはこれらの特性による身体の障害
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波による身体の障害
- ⑤石綿(アスベスト)または石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。)の発がん性その他

他の有害な特性による身体の障害

⑥風土病による身体の障害

⑦被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しなかったであろうと認められる損害賠償金または費用

⑧休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金

⑨労災保険法等に基づき給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担するに至った金額

※被保険者が個人の場合には「被保険者と住居および生計をともにする親族の身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用」についても保険金をお支払いできません。

(雇用関連賠償責任保険)

①遡及日(初年度契約の保険始期日)より前に行われた次の侵害行為(その行為と同一のまたは関連もしくは継続するすべての行為は、最初に行為がなされた時にすべてなされたものとみなします。以下同様とします。)

a.不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了(黙示の契約に対する違反行為を含みます。)

b.不当に雇用しない行為(派遣社員に対する雇止めを含みます。)

②遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実

③被保険者もしくは労働者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)(\*4)

④法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った侵害行為(\*4)

⑤他人の身体障害(精神的苦痛に起因するものを除きます。)または他人の財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺

⑥労働者(過去に労働者であった者および労働者となるための申込みを行った者ならびにこれらの者の法定相続人を含みます。)以外の者からなされた請求

⑦ご契約者または被保険者の故意(\*4)

⑧戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議

⑨被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

等

(\*4)この免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。  
※被保険者が個人の場合には、被保険者と同居する親族に対する賠償責任による損害に対しても保険金をお支払いできません。但しこの免責事由の適用に関する判断は被保険者ごとに個別に行われます。

### ご加入にあたってのご注意

《告知義務》

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。  
※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

《通知義務》

(使用者賠償責任保険)

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

(雇用関連賠償責任保険)

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

《他の保険契約等がある場合》

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

《重大事由による解除について》

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。  
・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合  
・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合  
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

《加入者証》

加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。ご加入者証が届きましたら、ご加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いたします。

《補償の重複に関するご注意》

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にがある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

適用される約款 使用者賠償責任保険:労働災害総合保険普通保険約款(使用者賠償責任条項・基本条項)+通勤災害担保特約(使用者賠償責任保険用)+職業性疾病担保特約+補償料不精算特約等、雇用関連賠償責任保険:賠償責任保険普通保険約款+施設所有(管理)者特別約款+雇用関連賠償責任担保特約等